

三鷹市コールセンター

平成26年12月26日(金)までの平日午前9時～午後5時  
 (6～8月は土・日曜日、祝日も開設)

☎0570-550-188

臨時福祉給付金・  
 子育て世帯臨時特例給付金特集号



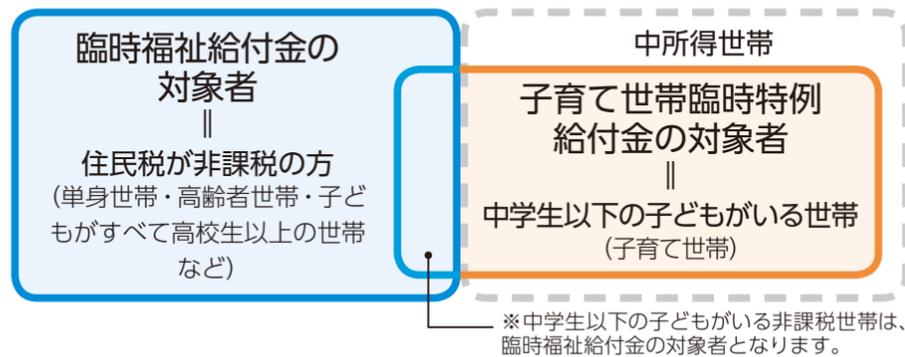
# 臨時福祉給付金と 子育て世帯臨時特例給付金

支給対象となる可能性のある方には6月23日(月)から申請書を順次発送します

消費税率の引き上げに伴う負担の影響を考慮して、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

本特集号では2つの給付金の支給要件や支給額、申請方法などについてお知らせします。

〈支給対象のイメージ〉



## 臨時福祉給付金の支給要件

**支給対象者** 平成26年度の住民税(均等割)が課税されていない方が対象です。ただし、課税されている方に扶養されている場合、生活保護の受給者である場合などは支給対象となりません(表1参照)。

表1 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

給与所得者		公的年金等受給者	
区分	非課税限度額* (給与収入ベース)	区分	非課税限度額* (年金収入ベース)
単身	100万円	単身 65歳以上	155万円
夫婦	156万円	単身 65歳未満	105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦 65歳以上	211万円
夫婦子2人	255.7万円	夫婦 65歳未満	171.3万円

\*生活保護基準の1級地(東京都23区など・三鷹市含む)における非課税限度額。

**支給額** 1人につき10,000円。下記の〈加算対象者〉は1人につき5,000円を加算。

〈加算対象者〉

- 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者(※1)
- 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者(※2)

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分を受給している方が対象です。

◆加算対象の年金・手当の裁定請求などが可能で、まだ行っていない方は、9月30日(火)までに請求をする必要があります。

## 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件

**支給対象者** 次のどちらの要件も満たす方が対象です。  
 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付(※)を受給  
 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表2参照)

※特例給付とは、所得が一定額以上ある方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

表2 児童手当の所得制限限度額(給与収入ベースの目安)

区分(扶養親族の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

**対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

**支給額** 対象児童1人につき 10,000円

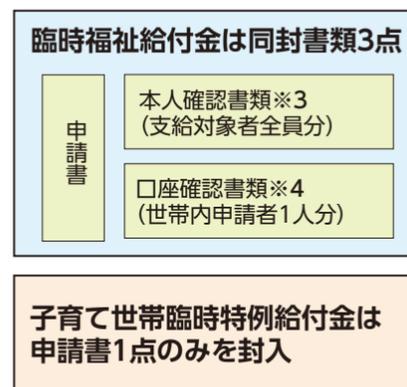
## 申請書がお手元に届いたら…

申請書を記入し、必要書類を同封のうえ、返信用封筒に封入してポストに投函してください。支給は原則として口座振込で行います。裏面のQ&Aも併せてご覧ください。

申請期限は  
 平成26年10月31日(金)  
 (消印有効)です。

## 注意事項

- 平成26年1月1日時点で住民票が三鷹市にある方が対象です。
- 受け取ることができるのは1回限り、どちらか1つの給付金です。
- 公務員の方は、7月1日(火)以降に申請書などを子育て支援課に郵送してください。
- DV被害者などで住民票を移さずに三鷹市にお住まいの方については、ご相談ください。



〈臨時福祉給付金の確認書類〉

※3 本人確認書類……次の写し(コピー)のいずれか1つ  
 運転免許証、健康保険証、パスポート(顔写真の掲載面)、住民基本台帳カード、国民年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証 など

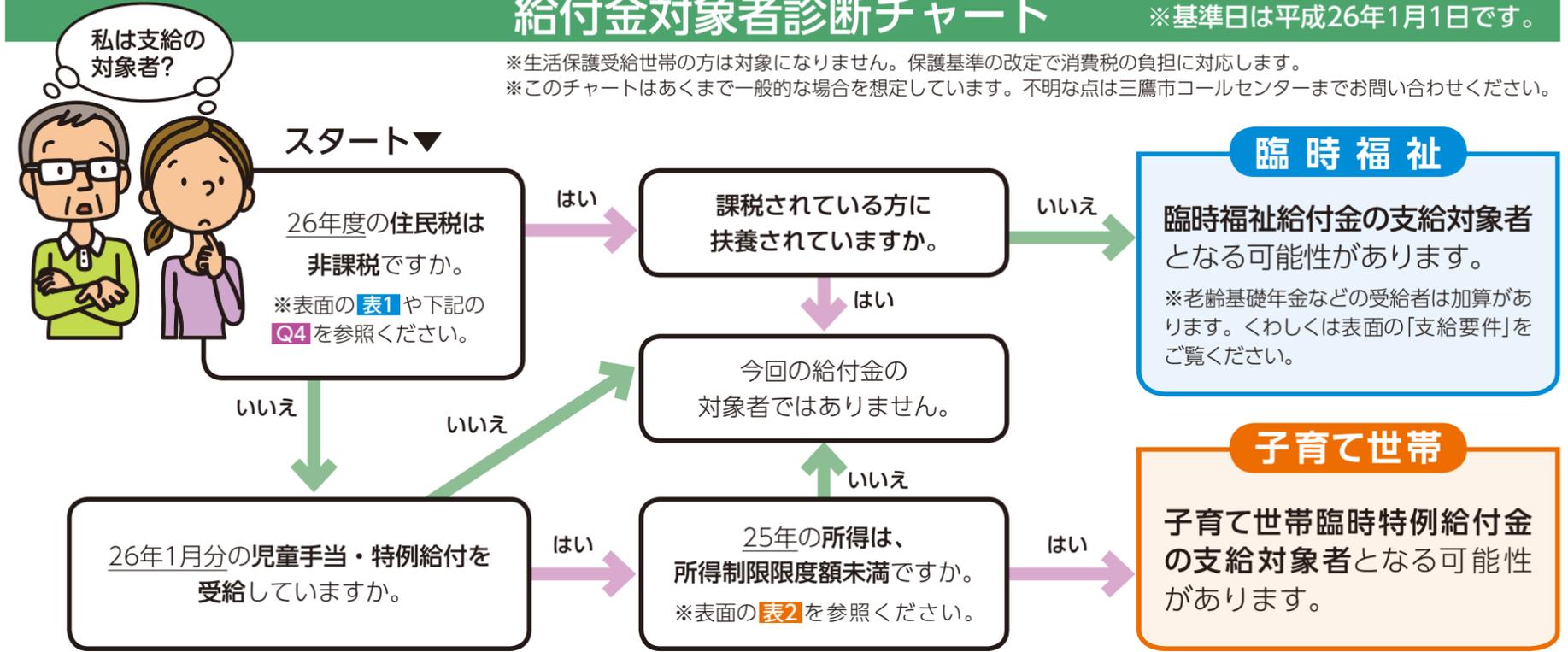
※4 口座確認書類……次の写し(コピー)のいずれか1つ  
 金融機関の通帳(支店コード、口座番号、口座名義がわかる面)  
 キャッシュカード(支店コード、口座番号、口座名義がわかる面)

◆加算対象者は、確認書類の写しの提出が必要な場合があります。くわしくは申請書に同封の案内をご確認ください。

# 給付金対象者診断チャート

※基準日は平成26年1月1日です。

※生活保護受給世帯の方は対象になりません。保護基準の改定で消費税の負担に対応します。  
※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。不明な点は三鷹市コールセンターまでお問い合わせください。



## ここが知りたい! Q & A

- 臨 = 臨時福祉給付金  
子 = 子育て世帯臨時特例給付金
- Q1 振込時期はいつ?**  
申請受付から1カ月ほどかかります。7月下旬から順次振り込みます。支給(不支給)決定通知を郵送しますので、ご確認ください。  
※確認書類の不足や記入漏れなどがあると、振込が大幅に遅れることがありますので、ご注意ください。
- Q2 代理で申請したいのですが**  
臨で、申請書に記載されている方以外の代理人になる場合は、別途提出書類が必要です。三鷹市コールセンターにご連絡ください。子の申請者は、原則児童手当の受給者になります。
- Q3 振込先を複数の口座に分けることは可能?**  
臨は、世帯を単位として支給しますので、振込先を分けることはできません。  
子も、児童手当の受給者口座に限ります。
- Q4 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか?**  
次の場合には、基本的に住民税が課税されています。  
・ご自身の給与支給明細書の「住民税」または「市民税」の項目に課税額が記載されている場合。  
・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で5段階以上となっている場合。  
・ご自身の給与や年金の収入が表面表1の非課税限度額以上の場合。
- Q5 基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引っ越した場合、給付金の受け取りはどうなりますか?**  
いずれの給付金も、基準日時点で住民票のある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でのお住まいの市区町村にお問い合わせください。
- Q6 窓口で給付金を受け取れますか?**  
支給は口座振込で行います。  
臨は、申請・受給者が、金融機関に口座を開設していない場合に限り、市役所の窓口で支給します。支給時期は口座振込を先に処理しますので、遅くなります。子は、児童手当の受給者口座への振込のみになります。

## 三鷹市にお住まいの外国人住民のみなさんへ

2014年1月1日に三鷹市に住民票がある方(短期滞在者を除く)で、所得の低い方を対象に「臨時福祉給付金」、子育て世帯を対象に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。支給要件などくわしくは、コールセンター ☎0570-550-188へお問い合わせください。英語版広報紙「MITAKA CITY NEWS」7月号でもお知らせします。

To All Foreign Residents of Mitaka City  
For those who are registered as residents of Mitaka City as of January 1, 2014 (excluding temporary visitors), benefits are available to low-income earners for "Temporary Welfare Benefits" and to families with small children for "Temporary Special Benefits for Child Rearing Households". For details on requirements and such, please contact the call center at 0570-550-188. More information will follow on the July issue of our English-language city bulletin, "MITAKA CITY NEWS".

致居住在三鷹市の各位外籍人士:  
2014年1月1日起,持有三鷹市住民票(短期滞在者除外)者中,对低收入者发放“临时福祉給付金”。对育儿家庭发放“育儿家庭临时特例給付金”。详情请拨打 0570-550-188 垂询。在英文版报纸「MITAKA CITY NEWS」7月号中也将进行说明。

미타카시에 거주하시는 외국인 주민 여러분께  
2014년 1월 1일 현재 미타카시에 주민표가 등록되어 있는 분(단기 체류자는 제외)으로 소득이 낮은 분들을 대상으로 '임시복지 급부금'과 육아세대를 대상으로 '육아세대 임시특례 급부금'을 지급합니다. 수급요건 등에 관한 자세한 사항은 0570-550-188 로 문의하시기 바랍니다. 영어판 홍보지 「MITAKA CITY NEWS」 7월호도 참고하시기 바랍니다.

### 問い合わせ先

申請手続きに関するお問い合わせ

◆三鷹市コールセンター ☎0570-550-188 英・中・韓国語対応可能  
平成26年12月26日(金)までの平日午前9時～午後5時  
(6～8月は土・日曜日、祝日も開設)

◆三鷹市役所 ☎0422-45-1151 平日午前8時30分～午後5時  
臨時福祉給付金について……………臨時福祉給付金事務局(☎内線3912)  
子育て世帯臨時特例給付金について……………子育て支援課(☎内線2751～2753)  
住民税の課税・申告について……………市民税課市民税係(☎内線2342)

制度に関するお問い合わせ

◆厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570-037-192  
午前9時～午後6時

だまされません!

給付金支給を装った“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場に市役所や厚生労働省(の職員)を名乗る不審な電話がかかってきたら、迷わず最寄りの警察署(警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。

市政広報番組「みる・みる・三鷹」(J:COMチャンネル武蔵野・三鷹(地デジ11チャンネル))第430回(6月15日～7月5日)でも、2つの給付金について特集します。ぜひご覧ください。

放送時間  
月～金曜日 8:30 12:30 19:30 22:00  
土・日曜日 8:30 12:30 18:30 22:00